

埼玉県ケアラー支援条例

埼玉県議会自由民主党議員団
ケアラー支援条例プロジェクトチーム事務局長

吉良 英敏

埼玉県は、「埼玉県ケアラー支援条例」を制定した（条例第11号として令和2年3月31日公布、同日施行）。

ケアラーの支援に関して基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とした条例。ケアラーを支援する条例としては全国初。

1 はじめに

「埼玉県ケアラー支援条例（以下「本条例」という。）は、令和2年2月定例会において全会一致で可決・成立しました。本条例の施行日は令和2年3月31日です。

議員提案政策条例である本条例案の作成に当たり、埼玉県議会自由民主党議員団では令和元年6月にプロジェクトチームを立ち上げました。このプロジェクトチームではケアラー支援の関係団体や実際にヤングケアラーだった方などからお話を伺い、パブリックコメントを実施して本条例案を策定しました。本条例を制定するまでに約1年掛かりまし

た。プロジェクトチームを立ち上げた頃は、「ケアラー」という言葉はプロジェクトチーム内でもさほど認知されていませんでした。ケアラーとは、無償で介護や看護をする人のことであり、本条例は、介護などをする人を支えるための条例です。

私の場合は、介護者支援に密接に関わる経験を既にしていました。私の祖母が52歳でも膜下出血に倒れ、とても優しいおばあちゃんですが、怖いおばあちゃんに一変してしまっただけです。子どもの頃の記憶でしたが、その空気感や介護する祖父の大変そうな姿、何とも言えない疲れた表情が私の記憶に焼き付いています。

日本は今後、ますます高齢化していく上、核家族世帯の割合も高くなり、介護などの負担が大きな問題となっており、また高齢者だけでなく、医療的ケア児、高次脳機能障害者など、切実な介護などの現場がたくさんあります。本条例は対象がとても幅広いものですが、いずれにしても今後本格的な介護社会に突入します。介護などで自分を見失ったり、孤立したりすることがないように、誰もが安心して介護や看護ができる社会にするために本条例を作りました。

ケアラー支援に関わる埼玉県の部局は、福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局など様々な部局にまたがります。ケアラーが必要

とする支援は多様であることから様々な部局が関係し、全体で取り組むことが必要だと考えています。

そして、介護をする家庭やケアラーをかわいそうだ、で済まさない、気の毒だと思わない社会にすることを目指しています。

全国初のケアラー支援条例ということでマスコミ各社からも取材をいただきました。新たな福祉社会の一步を埼玉から踏み出し、築いていくという決意で取り組んできましたが、これからは本場のスタートだと思っています。本条例を実効性あるものとするために、国へ働き掛けるとともに市町村ともしっかりと連携してまいります。

2 本条例の内容の解説

(1) 条例の目的と理念

本条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています（第1条）。

また、ケアラーの支援についての基本理念

として次の三つを掲げました（第3条）。三つの理念はヤングケアラーの支援について特に定めた基本理念です。

- ① 個人として尊重され、健康で文化的な生活営むことができるように支援すること
- ② 多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように支援すること
- ③ ヤングケアラーの支援は、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長等が図られるようにすること

(2) 定義

本条例の支援対象とする「ケアラー」及び「ヤングケアラー」を次のように定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

まずケアラーの定義（第一号）ですが、ケアの対象者は、高齢、障害、疾病だけでなく、薬物・アルコール依存やひきこもりなども含まれます。また、自身の家族だけでなく、例えば近くに住む高齢者の世話をしている場合も含まれます。

これらの人に対して介護、看護、買い物の手伝いなどの援助をしている者をケアラーと定義しました。ただし、業務として対価を得て行う場合を除きます。

このように本条例ではケアラーの範囲を広く捉えています。これは、ケアラーの範囲を幅広く捉えた上で、実際に支援を行う段階で支援が必要なケアラーに支援を行えばよいと考えたためです。

次にヤングケアラーの定義（第二号）ですが、「ケアラーのうち、18歳未満の者」としています。

この時期は、学校に通い、教育を受け、友人と交流するなど人間として成長する上で重要な時期です。また、自分の置かれている状況を当たり前のことと考えるしまい、周囲からも見過ごされてしまうことが多いため、特に支援が必要と考え本条例に規定しました。

(3) ケアラー支援の流れ

【図】は、ケアラー支援の流れです。

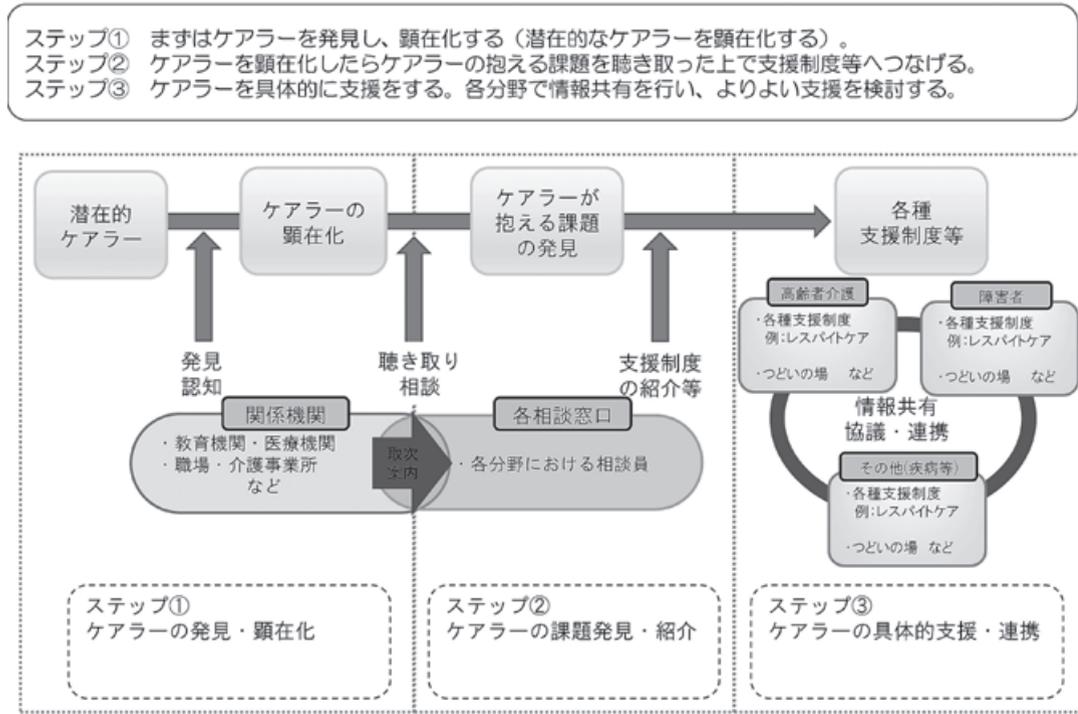
- ① まずはケアラーを発見し顕在化させる。
 - ② ケアラーが顕在化したらケアラーの抱える課題を聴き取った上で支援制度等につなげる。
 - ③ ケアラーを具体的に支援する。各分野で情報共有を行い、より良い支援を検討する。このような三つのステップを考えて本条例を策定しました。
- この流れの中で大きな役割を担っていただけ、関係機関に関する条文を次のように規定しました。
- (関係機関の役割)
- 第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
 - 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援機

関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

介護や看護などの負担により、苦しい状況に追い込まれているケアラーは、周囲の人に気付かれることなく、孤立していることも多い状況です。そのようなケアラーを顕在化し、必要な支援が受けられる窓口等へつなげていくことで、ケアラーの負担を少しでも軽減できるものと考えています。

関係機関は、「介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関」と定義しています。例えば、高齢者介護を行っているケアラーにとっては、地域包括支援センターや訪問介護事業所が関係機関に該当すると考えられます。

【図】 ケアラー支援の流れ



関係機関は、ケアラーとの接点が多いため、ケアラーを早期に発見して支援につなげることができません。県等が施策を実施するに当た

り、関係機関に協力してもらうことが不可欠であると考えました（第1項）。関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ケアラーの意向を尊重しながら、健康状態や生活環境などのケアラーの状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものと規定しました（第2項）。

また、ケアラーの状況を把握した上で、支援を必要とするケアラーに対し、例えば高齢者介護を行うケアラーに対してであれば介護者サロン（家族の集い）を紹介するなど必要な支援を行うよう努めるものと規定しました（第3項）。

第8条では、ヤングケアラーと日常的に接する機会のある学校を想定し、第7条と同趣旨の条文を「ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割」として規定しています。ここではヤングケアラー特有のこととして、「教育の機会の確保の状況」について確認をすることを努力義務として規定しています。

（4）推進計画

本条例では、ケアラーの支援に関する推進計画の策定について次のように規定しています。

（ケアラーの支援に関する推進計画）

第9条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針

二 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

ケアラーの置かれている状況は多様であり、ケアラーの支援に関する施策も様々なものになることが予想されます。様々な施策を全て本条例に規定することは困難であると考え、ケアラーの支援に関する推進計画を策定するものとし、推進計画の中で具体的施策を規定するものとししました。

（5）体制の整備

ケアラーを支援するために必要な体制の整備に関する条文です。

（体制の整備）

第13条 県は、ケアラーの支援を適切に実施するため、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町村、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

前半の「ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制」とは、県の内部のケアラーの支援の体制を指しています。ケアラーが必要とする支援は多様であることから、その支援策は様々な部局にまたがります。

縦割りにならず、県の各組織が適切に連携し、情報や課題を共有しながらケアラー支援を行う必要があると考え、県の内部の体制を整備する努力義務を規定しました。

後半の「県、市町村、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制」とは、県と市町村、関係機関、民間支援団体等との連携体制を指します。

多様なケアラーに対して、適切な支援を

施するためには、ケアラーにより身近な市町村、関係機関、民間支援団体等との連携協力体制が不可欠であると考えています。

3 本条例に基づく取組と今後の展望

埼玉県では、本条例に基づくケアラーの支援に関する推進計画の策定に当たり「埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」を設置し、第1回会合を令和2年6月に開催しました。

有識者会議は、本条例の基本理念を踏まえ、「ケアラーに関しての学識経験者」、「ケアラー支援に関する活動を行う者」、「社会福祉に関する活動を行う者」、「地域福祉に関する活動を行う者」、「民間企業者団体」、「労働者団体」、「行政機関の職員」、「公募による県民」など多様な委員で構成されています。

6月8日の会合では、推進計画の策定に当たり、まずは実態調査が必要であるとの認識から、調査項目等について検討がなされ、全国で初めての本格的なケアラーの実態調査が地域包括支援センターや介護者サロンを通じて実施されます。

ヤングケアラーへの支援については、海外からの関心も高く英文記事にもなりました。これは、国連の「こども権利条約」にも関わる重要なものです。埼玉県では県内全ての高

校2年生(約5万5000人)を対象にアンケートを実施します。

この条例づくりに取り組んでいる中で、様々な格差の現場を直視することにもなりました。ケアラーの現場はいわば現代社会の縮図です。本条例を通じて、これまで支援がこぼれ落ちていた部分を改善しながら丁寧に進めてまいりたいと思います。なお、具体的な推進計画は今年度内の策定を目標としています。

これからの介護と看護のあるべき姿を県民の皆さんと共に見だし、県民が一つになつてケアラーを支援できる社会を目指していきます。

●第56号(2019年2月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 災害時の避難行動要支援者等への支援

災害時における避難行動の現状と課題
 避難行動要支援者支援体制の構築について
 水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)について~避難確保計画を中心に~
 大分県別府市 行政・地域・事業者らの連携による個別支援計画作成と訓練実施
 東京都杉並区 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」制度
 新潟県三条市 共助を主体とした災害時要援護者支援の取組について
 福岡県久留米市 「避難行動要支援者名簿」を活用した図上訓練~地域での「良い支援体制づくり」を目指した地域・行政協働の取組~
 遊佐町災害対策基本条例
 ひょうご防災減災推進条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県犯罪被害者等支援条例
 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例
 ひょうご防災減災推進条例

・トピックス

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」等について
 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」改訂版の解説
 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <https://gyosei.jp>
 受付時間: 月~金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | 料金

